



# 中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営力強化資金



## ○ どんな資金？

各種法律に基づき計画を策定し、経営力の強化に取り組む中小企業者を支援するための資金です。

## ○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる特定事業者、中小企業者及び組合

**1 県の承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むもの**

**2 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むもの**

**3 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の執行及び進捗の報告を行うもの（国の経営力強化保証制度に対応）**

- (1) セーフティネット保証5号の規定により市町村の認定を受けているもの（既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。）
- (2) その他のもの

**4 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて事業を営むもの**

**5 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むもの**

## ○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

**通常よりも0.1%引き下げ**

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

## ○ 融資条件

	融資対象者 1	融資対象者 2	融資対象者 3-(1)	融資対象者 3-(2)	融資対象者 4	融資対象者 5
<b>融資限度額</b>	運転資金・設備資金 5,000万円					
<b>利率</b> <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%					
<b>信用保証料（県補助後）</b> <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small>	年0.31%	年0.79%	年0.48%	年0.13% ～年1.43%	年0.64%	年0.64%
	鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は、融資対象者1～5のいずれの方も、さらに0.1%引き下げ					
<b>融資期間</b>	運転資金 7年以内 (うち据置24月以内) 設備資金 10年以内 (うち据置36月以内)		運転資金 5年以内 (うち据置12月以内) 設備資金 7年以内 (うち据置12月以内) 借換えの場合 10年以内 (うち据置12月以内)		運転資金 7年以内 (うち据置24月以内) 設備資金 10年以内 (うち据置36月以内)	
<b>償還方法</b>	毎月均等分割					
<b>取扱金融機関</b>	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)					
<b>必要書類</b>	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言企業は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類					
	経営革新計画に係る承認通知書(県発行)の写し	主務大臣又は地方支分部局長の計画認定書の写し	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書／事業行動計画書／特定中小企業者認定書(要件(1)のみ)(市町村発行)		認定先端設備等導入計画に係る認定書(市町村発行)の写し	承認地域経済牽引事業計画に係る承認通知書(県発行)の写し

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

## ○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～ ※融資対象者3は金融機関からの申込みのみ

